

## 平成27年度第3回仙台市経営戦略会議（平成28年1月27日開催）

### 議事概要

1	日 時	平成28年1月27日（水） 16:00～
2	場 所	仙台市役所本庁舎2階第四委員会室
3	出席委員	小川真美委員、吉川時夫委員、木下淑恵委員、清治慶子委員、成田由加里委員、深沢ひとみ委員、松本淑子委員、本江正茂委員、山崎透委員〔計9名〕
4	欠席委員	大江明子委員、佐々木賢一委員、西澤啓文委員、西出優子委員〔計4名〕
5	事務局	総務局長、総務局次長、総務局総務部長、総務局人材育成部長、総務局人材育成部参事兼人事課長、まちづくり政策局情報政策部長、市民局市民協働推進部長、総務局総務部行財政改革課長、総務局人材育成部コンプライアンス推進担当課長、総務局人材育成部職員研修所長、まちづくり政策局政策企画部政策企画課長、財政局財政課長、財務局資産マネジメント推進室長、市民局地域政策部地域政策課長、市民局市民協働推進部市民協働推進課長〔計15名〕
6	担当課	総務局総務部行財政改革課
7	次 第	
	(1) 開 会	
	(2) 議 事	・次期行財政改革計画について ・市民利用施設の使用料及び手数料の見直しについて
	(3) その他	
	(4) 閉 会	
8	会議資料	
	資料1	次期行財政改革計画（案）
	資料2－1	市民利用施設の使用料の見直しについて
	資料2－2	「市民利用施設の使用料見直しに関する基本的な考え方」に対する意見募集の実施結果について
	資料3	手数料の見直しについて
	資料番号なし	「基本的な考え方（平成27年11月）」からの変更の概要

#### （1）開会

##### 事務局（司会）

定刻となりましたので、ただいまより平成27年度第3回仙台市経営戦略会議を開催いたします。本江会長に会議の進行をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

##### 本江会長

では、会議を進めさせていただきたいと思います。

最初に、議事録の署名をいただく委員を指名したいと思います。

いつもこれは出席された委員の五十音順ということで、今回は木下委員をお願いしておりますので、今日は、清治委員をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

##### 清治委員

はい。

## (2) 議事

### 本江会長

では、早速ですが、次第に基づいて進めます。

議事が2つありまして、1つは「次期行財政改革計画について」、2つ目が「市民利用施設の使用料及び手数料の見直しについて」ということです。

今日は第3回で、もう1回、年度内に第4回がある予定でございますので、大きく色々言って何か直していただくとすると、今回で言うておかないといけないところかと思えます。1番目の「次期行財政改革計画について」、事務局からご説明をお願いいたします。

### 事務局（行財政改革課長）

改めまして、お寒い中お集まりいただきましてありがとうございます。行財政改革課長の浅野でございます。

それでは、私から資料1に基づきまして次期行財政改革計画の案ということでご説明をさせていただきますと思います。

まず、目次の次のページからになります。第1「本市をとりまく状況」ということで掲載してございますけれども、こちらの掲載につきましては、前回の会議の中で中間案ということでお示しさせていただきましたしまして、その中で色々ご意見をいただいた部分等を一部反映させてお手元のような形にしております。趣旨的な部分については大きく変わっておらず、表現等をより分かりやすい形にということで修正したもの、それから、一部グラフを2つ載せていたのですが、それもご意見を踏まえまして、このような形に修正させていただいているところでございます。

3ページ、第2「更なる行財政改革の推進」ということで、こちらにも変更箇所には下線等を引かせていただいておりますが、大きな趣旨の変更という部分はなく、前段においては、現行計画の取り組みの評価等の記載を加筆し、また記載すべき事項を精査した上で整合をとりました。それから、4ページは2つ目の実施方針である「ともに進めるまちづくり」についての必要性等について記載している部分でございますけれども、より趣旨が明確になるように一部表現を修正させていただいたものでございます。こちらについても、前回と趣旨は大きく変更はないところでございます。

それから6ページでございます。こちらは第3ということで「計画の基本的事項」を掲載しておりますが、1の計画のねらいに本計画の取り組みの方向性を加筆して、より下支えとしての本計画のねらいを明確に記載したところでございます。

次の7ページ目、第4「実施方針」でございます。こちらは、3つの実施方針に基づいて、それぞれの方針のもとに進めますそれぞれの取り組みの全体像を7ページと8ページに改めてまとめているものでございます。こちらにも内容については前回お示したものと変更はございません。

次の9ページでございます。こちらは第5ということで、今申し上げました実施方針のもとに具体的に進めていく個々の取り組みということで、一覧を9ページと10ページに掲載しております。次の11ページ目から具体の実施項目の取り組み内容、それから、今回、目標、スケジュールをそれぞれの項目ごとに現時点で記載できる部分をお示しさせていただいております。

個々の部分で主だったところをご説明いたしますと、まず11ページ、実施方針1つ目の「将来を見据えた攻めの行財政運営」の中の(1)中長期的視点を重視した取り組みといたしまして、将来のまちづくりを見据え、中長期的視点をこれまで以上に重視し、将来的に費用負担を上回る効果のでる取り組みを強化することを計画として明確に位置づけたというところでございます。

内容でございますけれども、No.1の項目でございますが、こちらは公共施設マネジメントプランの推進でございます。こちらは、その後のNo.2に市有建築物の長寿命化等の取り組みの推進、それからNo.3ということでインフラ系施設の長寿命化等の取り組みの推進ということで、これまで各公共施設の長寿命化に、現計画の中でも取り組んできたところでございますけれども、こちらの方に本格的に取り組むということで、No.2以下に改めて記載するとともに、No.1の中では施設の質・量の適正化等についても取り組んでいくということにしております。先ほども言いましたけれども、

それぞれの項目ごとに目標、スケジュールを掲載してございます。

それから 13 ページ目でございます。No.5 で市有施設、それからNo.6 では道路照明施設、それぞれこちらの施設等への省エネルギー設備の導入による経費等を低減する取り組みということで、No.5、No.6 ということで掲載してございます。

14 ページのNo.7 の項目におきましては、引き続きネーミングライツなどによる広告収入の拡充といったものに取り組むとともに、ふるさと納税制度の活用も含めた財源創出に向けた取り組みの推進にも取り組んでいくということで、この項目を立ててございます。

15 ページでは、No.8 ということで、統一した手続、基準を定めて取り組んでいく市有債権管理の適正化、それからNo.9 は、情報システムの最適化により経費の縮減を進めるものでございます。

それから 16 ページになります。(2)効率的・効果的な行財政運営ということで記載してございませぬけれども、こちらの項目の中ではこれまでの取り組みを継続して行うこととしておりまして、No.10 にあります財政健全化の取り組みや、次の 17 ページのNo.11 から 18 ページのNo.15 に掲げます各項目ごとの収納率の向上に向けた取り組みのほか、No.16 におきましては、定員管理の適正化、それから、1月から始まりまして、No.18 のマイナンバー制度の活用という項目を実施項目として掲げているところでございます。

20 ページのNo.19 におきましては、これも引き続き外郭団体の効果的な事業運営ということで取り組んでいくこととしておりまして、土地開発公社や仙台ソフトウェアセンターなど、引き続き外郭団体のあり方の見直しを進めていくことを考えてございます。

それから 21 ページになります。例えばNo.21 は施設使用料等の見直しについてでございますけれども、こちらは現計画の中でも検討を進めてきておりまして、この後に、前回は引き続き改めてこの項目についてご説明させていただくことにしております。

続きまして、22 ページでは各施設のあり方の検討をする項目、それからNo.27 は保育所の民営化ということで、建て替えにあわせた民営化の取り組み、これも引き続き進めていくということで項目を盛り込んでいます。

それから、次の 23 ページ、24 ページに色々項目を載せておりますけれども、ここに掲げているような見直し、それから指定管理者の公募の推進等も行いまして、一層の民間活力の活用に向けて取り組んでいくということで考えてございます。

25 ページから 29 ページにかけては、それぞれ公営企業の経営の健全性の確保に向けた取り組みを盛り込んでいる項目でございますが、26 ページのNo.35 に地下鉄駅業務の委託という項目がございます。スケジュール欄に、「平成 30 年度 南北線 2 駅」と記載がございませぬが、申し訳ありませんが、こちらを「南北線 1 駅 東西線 1 駅」と修正していただきますようお願いいたします。

30 ページからは 2 つ目の実施方針「市民とともに行うまちづくり」の項目でございます。

こちらにおきましてもこれまでの取り組みをさらに充実強化していくということで考えてございまして、(1)ともに行うまちづくりに向けた取り組みの中では、昨年制定いたしました協働によるまちづくりの推進に関する条例に基づき、新たに策定する基本方針の具体的な施策を体系化する、(仮称)協働まちづくり推進実施計画の策定でありますとか、次の 31 ページにありますように、市民参加や協働による地域課題解決などにも資する、オープンデータの活用推進など、まちづくりをとともに進めるための環境づくりということでNo.43 にまとめて掲載しているところでございます。

それから、32 ページのNo.44 でございます。こちらはともにまちづくりを行える職員の育成という項目になってございませぬが、市民とともにまちづくりを実践できる職員の育成を目指しまして、各種研修を実施していくという内容にしてございます。

今ご説明いたしました 2 つ目の実施方針「市民とともに行うまちづくり」の項目におきましては、この経営戦略会議の中でも色々なご意見をいただいております、目標等についてはできるだけ具体的な数値目標等を掲げるように努めて、今のような形にしているところでございます。

続きまして 34 ページになります。こちらは同じく 2 つ目の実施方針の中の(2)区役所の機能強化・地域課題解決に向けた取り組みということで項目を盛り込んでおります。No.45 にあります地

域づくり拠点機能の強化に向けた検討といたしまして、まちづくり部門の体制強化、それから、次の35ページのNo.46にあります仙台駅前サービスセンターのあり方の検討をはじめとした市民の皆様の利便性の向上、それから職員の接遇向上にもあわせて取り組んでいくこととしてございます。

続きまして、37ページから3つ目の実施方針「職員の力を最大限生かした市政運営」ということで掲げておりまして、No.47にありますように、職員一人一人のコンプライアンス意識の向上、それから風通しよく協力し合える職場づくりなどの組織風土改革に向けた取り組みを掲載してございます。

38ページから最後39ページにかけまして、No.48ということで職員の力を引き出す取り組みの中では、将来のまちづくりに資する人材育成の中にありますように、2年目研修の新設、それから国内外の先進地への派遣研修の拡充などによる広い視野と政策企画力・実行力を持った職員の育成を進めるほか、前回この会議の中でご意見をいただきました職員の確保に関する項目につきましても、下から2つ目にあります有為な人材の確保として、社会人経験者や福祉職の採用の実施を引き続き行うとともに、その手法についても見直しを検討していくということで掲載してございます。また併せて、職員の意欲向上につながる環境整備、それから力を引き出すための取り組み等も行っていく内容としてございます。

以上、概略について駆け足でご説明させていただきましたけれども、本計画の進捗管理につきましては、お手元の計画の中の6ページ、第3の「計画の基本的事項」の中の3ということで推進方針にございますが、これまで同様、引き続き本会議にその実績を報告し、広く市民に公表するとともに、また、社会経済情勢等に応じまして、ここに現在盛り込まれていないような項目などについても、適宜追加するなどして、さらなる行財政改革の推進に取り組んでまいりたいところでございます。私からは以上でございます。

#### **本江会長**

ありがとうございました。では、ただいまの説明について委員の皆さんからご意見、ご質問などお出しただけであればと思いますが、どなたからでも結構です。いかがでしょうか。

#### **清治委員**

項目のNo.22の補助と助成制度の見直しですけれども、これはかなり多岐にわたる項目の助成・補助があると思います。これはもちろん削られるところからは苦情が出てくると思いますが、その削るところからアンケートというか、意見を聞いたりすることはあるのでしょうか。

#### **事務局（財政課長）**

こちらは財政局で所管しておりますので、財政課からご説明を申し上げます。目標のところに「毎年度の予算編成時を通じて」と書いております。当然、今委員おっしゃられたように、本市の補助あるいは助成制度はたくさんあります。正直、今数は把握していませんが、これは毎年度、行財政改革あるいは事務事業の見直しといった観点で、私どもの方で年度当初から各局の担当課と、もう役割は終わったのではないかというような助成制度をピックアップして、相談しながら進めています。これは絶対単年度で片付けられるといったものではありません。したがって、「その年度はこういう理由で実態はこうだから難しい。だとすると、その後の利用状況等々を見ながらもう少し様子を見ましょう。」とか。あるいは、「明らかにもうニーズを終えたと思われるものは、廃止に向けてご検討いただきたい。」とか、そういう話をしながら、個別に進めているところで、当然必要に応じまして、各局の所管課の方ではそういったことを行うような場合もあると伺っています。

#### **本江会長**

よろしいでしょうか。

**清治委員**

はい。

**本江会長**

他はいかがでしょうか。お願いします。

**成田委員**

前回出ていなかったのですが、もしかしてご議論あったのかもしれないのですが、そこを承知の上でお聞きできればと思います。3ページが一番下から2行目の「将来を見通した新たな視点に立った取組みの強化」と。新たな視点というのがどういう視点なのかというところをご説明いただくと全体が見えるかと思います。よろしくお願いします。

**事務局（行財政改革課長）**

将来を見通した新たな視点ということで、本計画の中では、特にその前に書いております、「中長期的視点をより重視することを始めとして」と記載しておりますけれども、これまでも、先ほどの説明の中でありました市有建築物の長寿命化等の取組みは現計画の中でも一定手をつけ始めてきたところでございますが、こういった取組みについては、この計画の5年間ですぐに成果が出るというものでもございませんので、より長いスパンで成果を出していくという取組みと考えてございます。そういった中で、中長期的視点をより重視し、今まで手をつけてきたものを本格的に実施していく。それからさらに、先ほども言いました人口減少社会を踏まえて、施設そのもののあり方ということで、質や量をどう適正にしていくかということで、新たな視点といったものを今まで以上に重視して行革を進めていきたいということで記載させていただきました。

**成田委員**

ありがとうございます。今のご説明で理解が進んだのですが、まだよく分からないのが、お聞きして恐縮ですが、「新た」とは何ですか。

**事務局（行財政改革課長）**

これまで以上により重視して本格的な展開をしていくという部分をこういった表現にさせていただいたところでございます。

**成田委員**

これは市民に説明、この冊子そのもの、文章がそのまま公開されるということでございますか。

**事務局（行財政改革課長）**

はい、そうです。

**成田委員**

「新た」について誤解がないようにしていただけるとよろしいかなと思います。それをちょっとご検討いただきたいと思います。

あと、こちらの次期行財政改革計画ですが、一応仙台市の組織としては、市長部局とそれから行政委員会と市議会がありますが、ここの行財政改革の範囲というのはどこまでを、全部を含めて仙台市の行財政改革というのでしょうか。内容だけ拝見すると行政委員会と市議会については触れていないような印象を受けるのですが、その整理について教えていただければと思います。

**事務局（行財政改革課長）**

基本的な枠組みとしては全てを含みます。項目の中に教育局という言い方をしておりますけれども、そこは教育委員会の取り組みを掲載しているところがございます。市議会というお話がありましたが、現時点でのこの計画の中には具体的な項目は載っていないところがございます。

#### **本江会長**

今までも余り議論に入っていないと思います。

#### **成田委員**

全庁を挙げて改革するぞというところでは、幾つか項目を挙げるのは、具体のところでございますけれども、全庁挙げてというところはどうのように市民としては認識すればよろしいのでしょうか。

#### **事務局（行財政改革課長）**

計画としては仙台市全体として取り組んでいくものと考えてございます。それで、行政委員会、色々な委員会がございますけれども、現時点で今後5カ年のこの計画の中に盛り込めるものは、今現在盛り込んでいるという状況でございます、この後進める過程で新たなものが、行政委員会も含めて出てきた場合には、適宜追加等して進めていくことにしておりますので、計画としては市全体というふうに見ていただければと考えてございます。

#### **成田委員**

ありがとうございます。

#### **本江会長**

外してあるわけではないということですね。他はいかがでしょうか。

#### **吉川委員**

34 ページの地域課題解決に向けた取り組みのところですが、中ほどの取組内容のところ支援機能の強化とうたっているわけですが、具体的にどういった支援の強化を図られるように考えていらっしゃるのか、その点が1点です。

それから、35 ページになりますけれども、事業の推進というところで、スケジュールとして28年度20地区、29年度30地区ということで計画されているようでございますけれども、このエリアですね、町内会ごとにやるのでしょうか、町内会ごとという、連合町内会だけで114カ所ありますし、それから、中学校学区単位にやろうという考えは持っているのか、そういったところをお聞かせいただければと思います。

#### **事務局（地域政策課長）**

市民局の地域政策課の遠藤です。これは市民局に関連するというので私から若干説明させていただきます。

まず、中ほどの支援機能については、まさにどういった形でどのようにどういうところがというものも含めて検討していきたいと考えております。ここに記載がありますとおり、今現在は各区、総合支所に地域連携担当職員を配置して実際に活動しているのですが、今後さらにどういう形で地域に支援していくのか、あるいは区役所の様々なセクションでどういう形で支援していいのか、そういったことも含めて区役所の機能として地域を支援していくあり方を今後検討していきたいと考えております。

それからもう1点、35 ページの地域力創造支援事業の推進の部分でのお尋ねかと思いますが、こちらの取組内容のところ若干記載してございますが、市の市民センターが市内に現在60カ所ございます。そちらがコーディネイト機能を生かして、町内会をはじめとした地域団体と連携して

活動をしていくという形をとっておりますので、この場合の地区といいますのは、市民センター1つでやっていただくときに1地区と捉えてございます。あくまで目標ですが、その上で30の市民センターで事業を実施しますというのがこの目標になっております。以上です。

#### 本江会長

いかがでしょうか。

#### 吉川委員

市民センターを先頭にやられるという説明であったわけですが、それは分かるのですけれども、市民センターのないところもありますよね。例えば私の近くの燕沢地区は、市民センターはないのですけれども、そういったところに関してはどういうことになるのでしょうか。

#### 事務局（地域政策課長）

今ほど申し上げましたとおり市民センター自体は今60カ所ございまして、市全体の計画の中では現在新たに設置する計画はございません。ですので、現状その60カ所の中で、我々の位置づけとしては地域を活性化していくための一つのモデル事業として今年度から実施しております。ですので、60カ所あるのですが、その全部ということではなくて、今年は10カ所という目標で今現在11カ所実施しているのですが、それを少しずつ広げていきたいということです。どうしても拠点となるところがないとなかなかできないということもございまして、ですので、今委員おっしゃられた市民センターが必ずしもない地区、あるいは市民センターがあっても距離的に遠いですとか、そういった事情もあると思いますが、そういったところをどうしていくかというのは今後検討していかなければならないと考えております。以上です。

#### 本江会長

よろしいでしょうか。他はいかがでしょうか。

#### 成田委員

3ページでご説明された内容でございますが、行財政改革の計画はずっと継続的に取り組まれておられますので、前回の委員として出席させていただいたときも、前回の議論をしたわけでございます。その成果がどうだったのか、そして何が足りなくて、何がもっと力を入れていくべきなのかということところがちょっと見えてこなくて、成果があったはずですから、そこをしっかりとお書きになってもいいのかなと思いました。具体的に申し上げますと、2行目の「職員の意識改革・風土改革に取り組んできました」の後にどのような具体の成果があったかというのが、もし数字、目標値などであれば、より一層市民としては理解が進むのかというふうに思いますけれども、いかがでございましょうか。

それとあわせて、少子高齢化が進んでいくというところとアセットマネジメントの関係が大きな柱なんですが、市役所職員の人材育成については、前回も結構しっかりと議論があって、取り組みがあったんだと思うんですね。これについてはやはり継続的な行財政改革の中核をなすものであると思いますので、それについての事業の評価、行政評価と、それを踏まえたこの次期行政改革の中でどのように展開していくかというのをご説明があると、なお一層理解が進むと思うのですけれども、いかがでございましょうか。

#### 事務局（行財政改革課長）

ありがとうございます。3ページでございますけれども、1の効率的・効果的な市政運営への取り組みということで、先ほど申し上げましたように、下線を引いたところで、この会議の中でも現計画の実績報告等をさせていただいておりますけれども、そういった成果を、ちょっと十分ではな

いというご指摘があるのかもしれませんが、一応記載させていただいたところでございます。それから4ページ目にいきますと、現計画の2つ目の柱、市民とともに進める取り組み、そういった部分のこれまでの取り組みをこちらに記載させていただいて、今後どういった方向性で行くかというものを一応記載したというところでございます。

そして、職員の部分でございますけれども、そちらは5ページの上から3行目で、これまで3つ目の柱ということで現計画の中でも取り組んできた職員の部分を、我々としては一定の取り組みに対する評価ということで記載させていただいたつもりでございます。その上で、最後、その部分について今後どうしていくかということでもまとめたところでございます。

ただ、先ほどご指摘あったように、一番初めの部分、余りにも簡単な表現になっているというのはございますので、最終案に向けてどういった形でできるかも含めて検討してまいります。

#### 成田委員

ありがとうございます。

#### 本江会長

成田委員のおっしゃることはよく分かります。やはり私も近い感想を持っていて、意地悪な言い方をすると、また同じような計画案が出ていて、前と変わらないではないかというふうに読まれてしまうと思うんです。それはもったいないので。今まではこうやってこう成果が出ました、それで、ここをバージョンアップしている、ここはうまくいっているので続けている、というのを明示したい。継続的にやってきていることの意味を、前置きのところが全般的に淡白だと思ってしまうんですけれども、そここのところをもうちょっと、誇るところは誇っていいですし、そういうふうにかかれたらいいのではないかなと思っておりました。なので、遠慮しないで書いたらいいのではないかと思います。

#### 事務局（行財政改革課長）

ありがとうございます。最終案に向けて検討していきたいと思えます。

#### 本江会長

言質を取られるのは怖いと思いますが、書いたらいいと思います。成田委員は、新しいと言っているけれども、新しいように読めないではないかということをおっしゃったし、それはそのとおりでいいと思います。なので、前の計画とはこう違う、前の計画ではここまでできた、これはできていないというのをもっと書いた方がいいのではないかと。私自身のことを先に言ってしまうと、後半の各論はそれぞれのところで準備されていることですので、個別に聞きたいことはなくはないですけれども、計画案として、かつ5年間の途中でも、バージョンアップして進めていくというのであれば、前半のステートメントのところはもっとはっきりたっぷり書いてもいいのではないかと感じます。

これまでの行財政改革の成果とその反省、反省はよかったことも含みますけれども、それもきちんと書いてもらったらよいと思います。前回に冒頭の取り巻く状況で、ビジョンの話をされ、こういうことを実現させたいという話を色々伺ったのですけれども、それはこの2ページの中には盛り込まれていなくて、人口が減りますよということでとどまっている。これだけだと、次の具体的な話に行く間にまだやはり隙間があります。「こういう状況を見て、仙台市はこうしようとしているので、こういうプランに変えます」というところの、「こうしようとしているので」というところが抜けていて、本来2ページの次にあるべきでしょう。それはお話が色々あったように思いますので、他で出ているプランの抜粋みたいなことになるのかもしれませんが、こういうことを実現したいと思っている、なので行政改革をこうするというふうにしなさいと。色々悩ましいことが起きているという周辺状況の説明だけで終わっていますので、それだとちょっとつながりにくいというか、理解が難しいのではないかなと思いました。一般の方はそんなに各論のところを細かく見ないでし



ようから、どういう覚悟でやっているのかという部分の作文は本当に大事だと思うので、もう少しやられたらいいのかなと思います。

#### 成田委員

印象としまして、1ページを読んだときに、これは別に仙台市じゃなくてもと思いました。人口減少とアセットマネジメントでの下水道関係の設備については全国的な問題になっていますので、今の時代の要請とか、仙台市における時代の要請、行政に対する要請とかを考えると、2010年には震災は起こっていないんですね。起こった後にすごく頑張っ、それでもなお行革を進めて今がある。震災の復興が一段落して、地下鉄も通って、さあこれから躍動感のある市政という、どこかに「躍動」とあったので印象深かったのですけれども、そういう時代に対する我々の行政のやる気とか、今までに越えてきたものとか、努力というものがそげ落ちてしまっているような気がするんです。そういったところについて、震災から5年経っているのもう終わりという感じではなくて、その思いというものは市民に伝えるべきかとも思います。

#### 事務局（行財政改革課長）

ありがとうございます。本計画を今回まとめるに当たりまして、色々ご指摘があった、震災も踏まえて、今後仙台市としてどういったまちづくりをしていくかというような部分については、前回の会議でもお話ししましたが、別なプランの方で記載をして、その方向性を出しているというのがございますので、本計画との住み分けの考え方から、お手元のような形にまとめさせていただいて、他の計画で記載しているような部分は極力簡素な形で掲載をさせていただいたというところでございます。

#### 本江会長

そうなんですけれども、何かやはりちょっと淡白過ぎますね。だって、前回政策企画課長の品田さんにお話しをいただいているのは、上位計画や前提条件が分からないと評価ができないという意味でご説明をいただいているので、それは読む人も同じですから。もちろん丸ごと載せる必要はないんですけれども、全体としてこういうプランを持っていて、その中でこのプランはここに位置づけられるみたいなところはやはりあってしかなるべきだと思いますし、色々な新しいビジネスを興せるようにしたいとか、それを支えられる職員をつくるのだとか具体的なお話があったので、それを踏まえると、後半でこういうことをやりますと言っているのが接続されていくだろうと思うんです。

#### 事務局（行財政改革課長）

最終案に向けてどういう形がいいかというのも含めて検討をして、よりよいものにしていきたいと考えております。

#### 成田委員

誤解されているとちょっと困るなと思ってお聞きしたのですけれども、別に例えば経営計画のような、仙台市の基本計画などのようなものを書いてほしいということをお願いしているわけではありません。震災の中で色々事務事業をやられている中で、行革もしっかりとやってきたわけですから、行革の面から書いていただきたいという要望だったんですね。ですから、新たに基本計画と同じものを書いてほしいということではなくて、仙台は一度もう学びをしたわけですから、それをきちんと書いた方が、きっとより人材育成だったり志だったりというものが市民と市役所で共有できるのではないかなという思いがありましたので、お伝えしておきたいと思いました。

#### 事務局（行財政改革課長）

ありがとうございます。確かにご指摘のように、私どももこの会議でも色々実績も報告して、取り組んできたこととお話ししておりますので、そういった部分も含めまして、この計画の中にご指摘の趣旨をどういう形で取り込むようにしてまいりたいと考えます。

#### 深沢委員

私も前回出ていなかったのですが、それを前提にお聞きいただきたいと思うんですが、これを読んでいるときに、最初の部分で問題提起をすごくされていると思うんですね、グラフとかを使って。後半に具体的な個別の計画について数値目標ですとかそういったものを挙げていらっしゃる。前半に問題提起をして、4ページに財政負担の推計が載っていて、後半にも色々な計画があります。その間に、安心してください、こういう計画があるので、財政はこういうふうに、健全性はこういうふうに担保されている、将来に向かってこんなふうに変っていくというグラフが1個あると、読んでいる人も安心して読めるのではないかなと。個別のものを見ても、どこにどういうふうにとれくらの効果があるかというのはなかなか一般の人では分かりづらいとか、何かそういうちょっとしたピクチャーがあるといいのではないかなと思うんですが、今はこうで、将来はこうなるんですというのを入れるのは不可能ですか。それが1つです。

もう一つは、最初に「攻めの」と書いてあったのもものすごく素晴らしいなと思ったんですけども、見ていくうちに攻めはどこら辺なのかと思いました。特に財源創出に向けた取り組みの推進のところですが、ふるさと納税制度が最近何かと話題になって、何となくゼロサムゲームみたいなどころに入っていくような心配をしているんですけれども、例えばそういうことではなくて、これだけ今海外からの観光を誘致するというので、どこでもすごく色々な工夫をされていて、昨日もテレビで佐賀県の取り組みを見ていて、ああそうか、仙台は何かやらないのかなと思っていましたけれども、攻めというのであれば、何かこう、せつかく仙台は非常に豊かな都市だと思いますので、そういったものを、それこそ市民と協働してもっと県外から、市外から人を入れるようなことをお考えにならないのかなということをちょっと疑問に思いました。以上です。

#### 本江会長

今2点質問が出ました。4ページは危ないと書いてあるだけなんですけれども、こうやるから大丈夫というような絵を入れられるかというお話と、No.7の取り組みですね、14ページ、財政、財源創出、もっと色々あるのではないかというお話でしたけれども、いかがでしょうか。

#### 事務局（行財政改革課長）

今後の見通しの中で全体が足りないという見通しがあるところを、この計画だけでも埋めるものではないというところがございますので、なかなかおっしゃられたような関係性をより明確に打ち出していくというのは、今お話を聞いている中では、どういう形ができるのか、ちょっと難しいと思っているところでございます。

それから観光等のお話がありましたけれども、先ほどもこの計画の位置づけ的なお話をさせていただきましたけれども、例えば観光客の誘致とか、仙台に来る方を増やすといったものについては、本市の経済局の中で様々な施策を進めておりますので、そういった施策を進める上でプランを持ってしまして、色々な施策を打っております。先ほども言いました市全体の方向性の部分については、震災も踏まえて、また一つの方針という形で重点化方針を出してやっていますので、そういった部分についてはこの計画の個々の項目とは別なものという位置づけと考えています。こちらの6ページの計画のねらいに記載させていただいておりますけれども、この中の下線を引いているところの下2行なんですけれども、「本市の各般にわたる施策を行う上で」ということで、今申し上げましたような様々な施策を行う上で、いわば少しでも下支えをするような取り組み、不足分を全部埋めるというものではないのですが、ただ、地方自治体として当然ここに盛り込んでいるようなものを日々進めていかななくてはいけない、そういったものを取りまとめた計画というふ

うに考えているというところでございます。

#### 深沢委員

後半の方はああそういうことですかという感じですがけれども、やはり市民から見ると分かりづら  
いというか、全体の問題提起をして、例えば4ページは、行財政改革だけではできない原因がある  
なら、他とどうやってやりますとか、そこら辺がやはり不安になります。

#### 事務局（行財政改革課長）

3ページに今仮置きしているところがあるんですけども、ここの部分について、今後新たな財  
政見通しが出てきますので、そういったのも見ながら、今ご指摘あったような部分、こういった形  
で分かりやすく出せるか、そういった視点からちょっと工夫していきたいと思います。

#### 深沢委員

ぜひお願いします。

#### 本江会長

何でもかんでもこのプランで解決できるわけではなくて、下支えをするのだということはもちろん  
んそうだと思います。ただ、さっき言ったこととほとんど同じとは思いますが、他に色々あ  
って、それで全体を支えます、その中でこのプランはこの辺を占めていますという、市としての取  
り組みのある程度の広がり、うちこの計画は何を持っているかというところ、6ページの「下支  
え」という3文字に込められていると言えそうなのですが、もうちょっと位置づけが示されるよ  
うな形だとそこら辺が出てくるのではないかと思います。

他はいかがでしょうか。お願いします。

#### 小川委員

話の階層がちょっと細かくなってしまうかもしれないんですが、4ページの下線が引いてあると  
ころと関連づけられる各論というところになるのかなと思うんですが、30ページにある「市民セ  
ンターによる学びを通じた人づくり」のところなんですけれども、今、市民協働ということで本市  
が掲げている取り組みと絡むと思うんですが、地域の担い手などの人材を育成する取り組みをして  
いきますということで、市民センターは60カ所あって、非常に市民と近い場にある非常に貴重な  
場だと思うんですが、人材育成をしますということであれば、ではどういう人材をとということがな  
いと育成もできないかと思うんですが、具体的にどういう人材を仙台市として地域の担い手になり  
得る人だと位置づけて、人材を育てますと掲げていらっしゃるのかということが1点。

それから、人材育成というのは数値化してこれだけの成果が出ましたというのはすごく難しいと  
ころではあるかと思うんですが、とはいえ、一旦取り組むのであればやはりそれなりの成果も見せ  
ていく必要があると思います。そのあたりはどうお考えなのか教えていただければと思います。

#### 本江会長

いかがでしょうか。30ページのNo.43。

#### 事務局（地域政策課長）

地域政策課から市民センターの部分の説明を申し上げます。協働のまちづくりの中での人材育成  
というのは後ほど申し上げるとして、ここは教育局となっていますが、施設の方は市民局で、実際  
の個々の市民センターの事業は教育局でやっているものですが、教育局に代わり私から説明します。

市民センターというのは、現状、仙台市の場合は公民館という位置づけになっておりまして、そ  
の中でどういう施設であるべきかというのは、別途教育委員会の中に公民館運営審議会ですとか、

あるいは、社会教育の会議ですとか、そういったところで、どういった事業をやっていくのか、どういった社会教育に関わる人材を育成していくのか議論されているところです。

かいつまんで申しますと、ここにもあるとおり施設理念の方では、市民センターというのは、学びの支援機能、地域の交流の機能、それから地域づくりの拠点の機能があるというのが、いわば市民センターの経営方針として、教育委員会で定めています。その中で、まさにこのコラムの中の言うところの市民センターにおける人づくりというのは、地域の学びを通じた地域づくりをしていくような人材を育てていきますというのがここに書いている部分です。ですので、仙台市全体の中では協働のまちづくりということで様々な人材があると思います。それは地域団体であったり、NPOであったり、当然事業者といいますか、そういったものがあると思いますけれども、このコラムの中で言っている人材というのは、学びを通じて地域づくりを担っていけるような、敢えてもう少しイメージを持っていただくために申し上げますと、例えば市民センターの中で子育てに関連するような様々な事業をやっています。それは、1年で子育ての事業を色々な形でやっていって、その方々がNPOになっていただくとか何かの団体をつくっていただくということではなくて、その方々が市民センターの事業を1年間なり2年間なりやって、そこから卒業といいますか、その事業の中に入らなくなったとしても、その地域でそれらの方々がまさに子育てのような活動をしていただきたいということです。実際どこまでというのはありますけれども、そういった趣旨のものとの地域づくりというのが市民センターの事業でやっているものでございます。全体の話は若干市民協働課から申し上げます。

#### **事務局（市民協働推進課長）**

市民協働推進課の平嶋です。ここにも上の方に書いていますけれども、協働によるまちづくりの推進に関する条例が施行されまして、先日それに基づく基本方針も市民の皆様、委員の方にご意見をいただきながらつくられてきたところでございますけれども、やはり我々目指すところは、様々な主体、青写真ですけれども、地域団体、企業だったり事業者だったり、そういった方たちと一緒に協働のまちづくりを進めていきたいという中で、やはり役所だけで公というところを担っているのではなくて、様々な皆さんで公を考えていただこうと。そして一緒に目指すところを共有しながらまちづくりを進めていきたいという中であって、まさにそういった公のことを考えるような人材だったり、団体だったり、組織だったり、そういった方を増やしていって、ともに進んでいきたいと、そのような人材を創出できればと思っております。

#### **本江会長**

抽象的な回答でしたけれども、いかがでしょうか。ここになかなかそんなに具体的に何ページも割いて書けないというのもあると思いますので、それは見直ししながらやるかと思いますが、よろしいでしょうか。

人材育成は成果を評価するのが難しいが、それをどんなふうにされてきたか、どうされるのかという後段の質問ですが。

#### **事務局（行財政改革課長）**

市民センターによる学びを通じた人づくりの目標ということで、こちらには社会教育施設等の職員を対象とした参加者、数を増やしていくという中身にしております。では数を増やせばいいのかという必ずしもそうではないというのはまさにご指摘のとおりでございます。ただ、先ほど言いましたように、地域で活躍をしていただける人を増やしていく、そういった視点から考えたときには、少なくともそういった研修を受けた方に基本的な考え方を提供いただくような人を広げるというのも一つのありようかなということで、こういった目標を掲げているところでございます。実際、ここで職員というしておりますけれども、この中には小中学校の教員も含む、社会教育主事と言われる教員の先生方も入っておりますので、地域の色々な課題を解決していく、もしくは地域と一

緒に地域で何かをやるといったときには、その地域にある学校とも当然連携してやっているというのが現状多かったですし、そういったものが必要だと考えていますので、現時点におきましては、目標をとりあえずこういった形で掲げて、まずは裾野を広げていきたいということで、こういった目標を掲げています。

#### 事務局（地域政策課長）

教育局の話ですが、補足させてください。

先ほど言ったように市民センターそのものは機能的には大きく3つあって、学びの支援と交流と地域づくりというのが、まず市民センターの経営方針としてはあります。今回はこの計画の中で市のまちづくりの人づくりというところに着目するので、こういう書き方になっています。それから今の目標の部分というのは、取り組み内容の前段の部分というのは目標として掲げられていなくて、社会教育施設としての市民センターに勤務している職員側の研修の量を目標にしているんですね。だから、一般の方々の事業参加者の方ではないです。職員が、地域づくりの人材を育成していくためのスキルアップを図るための研修を来年度これだけやりますという目標なんです。

一方で、市民センター側の事業評価というのは、大きくは公民館運営審議会です。これは教育局の中に外部の審議会がありまして、そこで市民センターではこういう事業をやりますと、こういう方々が参加しますと。数と件数で、ここ何年かの推移の中で一定の評価を公民館運営審議会の中でやっています。それで、今後さらにこういうことをやったらいかがですかとか委員さんからご提言などもいただきながら、翌年度あるいはそのさらに先でこういった事業をやっていきましようというのは、そちらの方で検証をしているところです。

ですので、先ほどの前段でほかの部分でもあったかと思うんですが、あくまでも市民センターの様々な機能がある中で、このコラムについては、その中の地域づくりを担える人材育成というところに包括して取り組み事業を書いておりますので、もちろん市民センターがこれだけやるということではないんですが、市民センターの中の地域づくりというところに包括をして、なおかつ目標については、定性的な目標だと分かりづらいというか、なるべく定量的な目標にしたいというようなご意見を伺う中で、定量的に計れるとすると、少なくとも今我々が出せるのは、市民センター側の、職員側の参加者数をこれぐらいにしたいこうというものだと考えまして、この目標を教育局が提示しているのかと思いますので、一応補足させていただきます。

#### 本江会長

ありがとうございます。他はいかがでしょう。

#### 木下委員

既に出たことですがけれども、6ページの「下支え」という表現なんです。私さらっと読んだときに何を言っているのかよく分かりませんでした。すみません。

あと、経費削減、民間活力の活用だとか補助金など補助の見直しなどがありますけれども、その全体を貫く哲学というか、そういうのはあるんですねという確認をしたいのと、あと、目標やスケジュールに具体性のレベルが色々違うのは仕方ないかなと思うんですが、特に最後の職員の力を引き出す取り組みのところで、かなり抽象的といいますか、この辺もうちょっと具体的に書けるようであれば書いていただければいいかなと思います。

#### 本江会長

いかがでしょう。

#### 事務局（行財政改革課長）

「下支え」の表現のお話がありました。はじめに例えば「基礎」という言い方、そういったも

のも考えたりはしたんですけれども、聞く人によっては、基礎がないと上が成り立たないのですとか色々イメージが難しいということで、ある意味ニュアンス的な部分で「下支え」の方がより望ましいかなということで今回、完全に基礎、がっちりとした基礎というよりは下支え、先ほど言いました不足額全部をこれでもって埋めるというものではないというような部分、そういったことから記載させていただいたというのが1つでございます。

それから、金額、実額のお話ございましたけれども、個々の項目ごとに、実際にこの取り組みをした結果、この場で色々実績報告させていただいているような効果がどうなるかというような部分については、

#### **本江会長**

「金額」ではなくて、「哲学」です。

#### **事務局（行財政改革課長）**

失礼しました。

#### **木下委員**

哲学と言うとちょっと大げさかと思うんですけれども、価値観ですよ、仙台市をつくるにおいて。スリムにするのは分かるんですけれども、どこも無理やり削っていくと全体として整合性のとれない形になるということがあると思うので、ここは一番大事にとか、ここは思い切るとか、そういうふうな強弱のつけ方という、全体としてどういう考え方でやるというのがあるのですかということです。

#### **事務局（行財政改革課長）**

確かにやめるとか削るといった場合になかなか難しいところがあるのは当然でございますけれども、やはり我々仙台市として市民の皆様に色々な行政サービスを提供しています。こういった取り組みをするのも、その必要な行政サービスを今後も引き続き確実に提供できるように足腰を強くする、そのための一つと考えてございます。ですので、個々の部分に関しては色々な考えがあるのかもしれませんが、基本的には、市民の皆様に必要なものかどうかといった部分をより検討して、ある意味一定のご理解もいただきながら進めていくものと考えているところでございます。

#### **事務局（人材育成部長）**

人材育成部の佐野でございます。職員の力を引き出す取り組みということで、より具体的な目標ということで、お話にもございましたが、具体的に書きづらい部分はありまして、こういった抽象度の高い表現にはなってございますが、計画といいますか取り組みによりましては、それぞれの計画で具体の数字を持っているものもございますので、例えば女性の管理職の登用でありますとか、次世代のところで、そういった数字もありますので、それをしっかり書き込むような形はとれますので、その他の部分についても工夫できるところは工夫してまいりたいと考えております。

#### **本江会長**

よろしいでしょうか。ちょっと時間が押してしまいましたので、次の議題にいて、最後にまだ残ってればもう一回伺うというふうにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、2つ目の議題で「市民利用施設の使用料及び手数料の見直しについて」事務局からご説明をお願いします。

#### **事務局（財政課長）**

財政局財政課の郷湖と申します。よろしくお願ひいたします。若干前置きといいますか、これま

での経過等も含めましてお時間をいただいております。

市民利用施設の使用料でございますが、市税の負担との関係で施設を利用する方と利用しない方の負担の公平性を確保するといった観点から、施設利用による特定の受益を受ける方々から一定のご負担をいただくものでございまして、施設に要する経費の状況ですとか利用の状況などを踏まえまして適宜見直しを行っていく必要がございます。しかしながら、本市におきましては、昭和 58 年の統一的な見直し以降 30 年以上の長きにわたりまして抜本的な見直しを行っておりません。これには本市の合併の経過、あるいはバブル崩壊以降の景気の低迷といった事情もございました。こうした経緯も踏まえまして、平成 22 年 3 月に策定いたしました行財政改革プラン 2010 におきまして使用料の見直しを行いました。東日本大震災により中断を余儀なくされまして、今回改めて見直しを行うということで整理したものでございます。

見直しを進めるに当たりまして、昨年 11 月に市民利用施設の使用料見直しに関する基本的な考え方を取りまとめ、本件は行財政改革計画に掲げた取り組み項目の中でも市民のご負担に関わるもの、あるいはなかなか取り組めずにおりました項目の一つでもございますので、昨年 11 月のこの経営戦略会議でご説明を申し上げたところでございます。

本日は、その後の本市における具体の改定使用料の試算の結果ですとか、昨年末に実施いたしましたパブリックコメントの結果などを踏まえまして精査の上、整理した今回の改定方針をご報告するものでございます。

また、同じく統一的な改定を見送ってまいりました手数料、これは例えば許認可等が必要な各種事業を行うような場合にその審査等の事務に要する手間暇、この手間暇を役務と言っておりますけれども、その役務に係る費用を業者にご負担いただく等のものでございますけれども、この見直しの概要についてもあわせてご報告申し上げたいと思います。

まず、市民利用施設の使用料の見直しについてでございます。事前に配付しておりました資料 2-1 をご覧ください。

11 月の経営戦略会議でご説明いたしましたいわゆる基本的な考え方に掲げました以下の 3 つの柱を基本としながら、一部変更を加え整理しました 1 の今回の改定方針に掲げた 4 点に基づき改定したいと考えております。

まず 1 点目でございますが、繰り返しになりますけれども、昭和 58 年以降統一的な改定を見送ってまいりました点を重視いたしますとともに、急激な負担増を回避するため、使用料の基本部分の改定率を、昭和 58 年からこれまでの本市における物価上昇率を考慮した 20% を上限として各施設の設置年度以降の上昇率により改定いたします。

2 点目でございますが、基本的な考え方に基づくその後の具体の使用料の改定試算の精査を進めましたところ、曜日別あるいは時間帯別、入場料別といった使用料の体系を全ての施設類型で統一しようとしたしますと、特に新たにこれらを設定する施設類型におきましては、改定幅がどうしても大きくなってしまいう使用料区分が生じてしまうケースがございました。市民の方々のご意見の中でも多くいただいたのはこの点でございましたけれども、極力こうした急激な高額な改定を回避するため、現行の使用料体系をまず基本としながら、施設類型ごと、全体的というよりは施設類型ごとに体系を整理するというので、今回ちょっと軌道修正したものでございます。

3 点目は、それでも一部施設におきまして入場料別等の一部の使用料区分でどうしても改定幅が大きくなってしまいう場合には、経過的な措置といたしまして最大でも現行使用料の 1.3 倍に抑える一方、改定額が現行額を下回る場合は改定を見送ることといたします。

4 点目でございますが、来年 4 月に予定されております消費税率 10% への引き上げ分 (2%) は今回の改定には反映せずに、したがって新使用料の施行は、第 1 回定例会で改正条例案が得られれば本年の 10 月に新使用料の施行ということで進めてまいりたいと思っております。

これらの方針を踏まえた今回の改定の概要でございますが、次の 2 ページをお開きください。

主な施設の基本改定率を記載しております。こちらは差が生じますのは、主として消費税導入時等の転嫁分、5% 分ですけれども、あるいは昭和 58 年度の統一改定以降に設置された施設の設置年

次からの物価上昇率の違いによるものでございます。

次に、(2)使用料体系の整理内容でございますが、こちらにつきましては、本日机上配付させていただきました1枚物、「基本的な考え方(平成27年11月)」からの変更の概要を使ってご説明申し上げたいと思います。

基本的な考え方からの変更を行った点の概要をまとめた資料でございますが、大きく2点にまとめております。

1点目が使用料体系の整理についてですが、先ほど若干触れましたけれども、昨年11月の基本的な考え方では特殊な場合を除きまして可能な限り統一を図る方向で検討しておりましたが、先ほど今回の改定方針でもご説明申し上げましたとおり、その後の具体の改定使用料の精査ですとか市民の方々からのご意見でご指摘の多かった点であったことなどを踏まえまして、この体系の整理につきましては、施設類型ごとの現行の体系をベースとしながらそれらの類型ごとの整理にとどめるとした点であります。

まず(1)が曜日別使用料ですが、現行で既に設定のある施設類型のみ、平日と土日祝日の2区分、割増率は施設類型の現状を踏まえてそれぞれ統一し、現在設定のない類型の設定は見送ります。

(2)時間帯別使用料についても同様ですけれども、地域活動の最も基本的な施設である市民センターといった施設につきましては、多様な利用層の利用等の促進を図るため時間帯別設定を廃止します。これらの施設は現在でも曜日別の設定はなく、今回そうした整理をすることとしたものでございます。

(3)入場料を徴収する場合の使用料ですが、パブリックコメントでは使用料体系に関するご意見の中でも最も多かったものでございます。これも現行体系をベースとして整理いたしますのは前の2つの場合と同様でございますが、特に文化センター等のホールで既に設定されている入場料の金額別の設定につきましては、当初、左側の表の3区分での統一を検討しておりましたが、今回は現行でも最も多くの設定パターンである右の5区分とし、割増率についてはそれらの施設の平均値を踏まえたご覧のものに変更いたしたいと思っております。スポーツ施設の専用利用につきましては、基本的な考え方でもお示ししておりましたとおり、現行の3つの要素の組み合わせによる設定がある程度浸透しておりますので継続いたします。

基本的な考え方から変更した大きな2点目でございますが、1の体系の整理を種類ごとのものにとどめてもなおその類型内での整理によりまして体系に変更が加わりますと、そう多くはないんですけども、20%上限の基本改定率と体系整理による割増しとで高額改定となってしまうケースがどうしても出てきてしまいます。そのような使用料区分は最大でも現行の1.3倍にとどめるなどの経過的な措置を講じることとした点でございます。

ちょっと分かりにくいので、下の市民会館大ホールの例を抜粋して掲載させていただいておりますが、一番左が現行の使用料で、今回設定した、先ほど申し上げました統一ルールを反映した場合の使用料が真ん中にご覧いただけます。網かけ部分が現行の1.3倍を超える区分になります。市民会館でこのようケースが発生する理由なんですけど、現行の使用料の入場料の区分ですとか曜日の設定の仕方がほかの文化センター等のホールと異なっている事情があります。もともとこれは最も仙台市の中でも古い施設だということが最大の要因なんですけれども、この網かけ部分を現行額の1.3倍まで下げる措置を講じたのが右側の表になります。土曜日の部分だけ1.3倍を超えたままになっておりますのは土曜日の使用料を日曜祝日のものに合わせるものでございまして、土曜日と日曜祝日を統一的に取り扱うというのは現在の社会通念でもあると考えられますので、これは経過的措置の対象外とすることによるものでございます。

それでは、もとの資料の2-1の3ページにお戻りいただけますでしょうか。

④の営利目的利用の場合ですが、先ほどの屋外スポーツ施設のいわゆる3要素型、組み合わせ型も含めまして、そもそも営利目的利用自体を認めていない施設等を除きまして、原則としては全ての施設について今回設定いたしたいと考えております。

次に3、定期的な見直しでございますが、基本的な考え方でも掲げておりましたけれども、今後



長期間見直しがなされないことによる急激な改定といったものを今後避けますため、ご覧のとおり定期的に改定の検討等を行ってまいります。

4のその他でございます。まず①ですが、このたびの改定による増収額につきましては、対象となる施設の環境向上に活用することといたしまして、新年度予算に歳入歳出予算ともに所要額を計上することで現在算定作業を進めているところでございます。また②でございますが、現在、津波の影響を受けまして再整備中ではございますが、海岸公園のパークゴルフ場において回数券制度等の導入を具体化してまいる考えでございます。

最後に、基本的な考え方でも現行使用料を参考にお示ししておりました施設の設置条例区分別の主な施設の使用料区分について、今回の改定額と基本改定率をお示しいたしております。

次に、資料2-2でございますが、市民の方々への意見の募集結果をまとめたものでございます。時間の関係もございまして詳細なご説明は控えさせていただきますが、やはり利用される方々のご負担の増加につながる話でもありますので、引き上げ自体へのご懸念のご意見も多いのはやむを得ないものと考えておりますけれども、やはり数の多かった使用料体系を無理に統一するといったことへのご心配のご意見に対しましては、先ほどご説明したとおりの変更を加えまして、この点を丁寧にご説明いたしまして、ご理解をいただけるよう対応してまいりたいと考えております。

使用料見直しについては以上でございます。

もう一つ、次に手数料の方の見直しについてでございます。資料3になります。

手数料につきましても統一的な改定は、使用料と同様、昭和58年以降行っていないもので、今回使用料とあわせて見直しを行うものでございます。

2の改定方針にございまして、(1)見直しの対象は、資料に掲げる3つのものを除きまして全ての手数料を見直しの検討の対象といたします。(2)算定方法でございますが、手数料に係る役務等の提供が特定の方の必要により生じるものであることを勘案しまして、その費用の全額を受益者の方の負担により賄うことを原則とします。具体的には、手数料額は1件当たりの処理経費をまず基本といたしますけれども、他の政令市及び宮城県の手数料、いずれもこの額を下回る場合は、政令市平均あるいは宮城県の高いほうの額となるように減額をいたします。(3)見直しの時期や(4)定期的な見直しにつきましては、市民利用施設の使用料とあわせて対応してまいります。

資料の最後に今回改定いたします主な手数料の一覧を別紙として添付いたしました。

財政課からのご説明は以上でございます。

## 本江会長

ありがとうございました。ただいまの説明について皆様から意見、ご質問などありましたらお願いいたします。

なければ私から。端的な質問ですけれども、シミュレーションをされたと思いますが、この値上げをするとどのぐらい歳入が増えますか。

## 事務局（財政課長）

今回試算いたしましたところ年間で約2億円、ただ、28年度、新年度は10月からということになりますので、当然半額の約1億円というふうに見積もりました。

## 本江会長

割合で言うと何%ぐらい増えますか。

## 事務局（財政課長）

割合で申し上げますと、現在、対象施設の使用料、約22億円ほどだったと記憶しておりますけれども、したがって2億円でするので約10%となります。

## 本江会長

分かりました。他はいかがでしょうか。なければ、細かいことですが、資料 2-1 の 1 ページの(3)の中ほどに「改定額が現行額を下回る場合は改定を見送る」とありますが、これは具体的な例がいっぱいあるのかということと、また、システム一元化という原則からいうと見送らないで下げたらいいと思うんですけれども、これはどういうことでしょうか。

## 事務局（財政課長）

まず、これが減額になる場合と申しますのが実はそれほど多くはございません。そういうことが出る場合と申しますのが、先ほどの使用料の体系を見直したことによりましてちょっと減る部分が出てくる区分が部分的にあります。数や割合とかはこの場では申し上げられませんが。なぜそのまま下げないのかと申しますと、私どもとしてはやはり、今回 1.3 倍ということでもまず上げ幅の方はピークカットをする、こちらは結構あります。そちらをいたしますと同時に、逆に下げる方は、現在額は、今ご負担いただいている額は最低でも今後もご負担いただきたいということで、今回経過的な措置の一つとして見送りたいと整理したいと考えているところでございます。

## 本江会長

経過的な措置と言えはそうなんだけれども、筋を通すならば、きちんと下げて、統一的な規格にしましたと言って、次からはちゃんと見直すというふうにした方がいいのではないかなと思います。これをやってしまうと、要するに何か色々言っていたけれどもトータルな値上げをしたんだらうということになってしまうので。システムをそろえることに眼目がありましたという説明が、これをやり出すと、つかなくなってしまうので、ちょっと気持ち悪いなという感じがいたします。他はいかがでしょうか。

## 深沢委員

使用料を上げた場合に、もちろん分かりやすくなったなど、使用料体系が整理されてよくなったなどというのはあるかもしれないんですけれども、それ以外に利用者から見て、使用料は上がったけれどもここがよくなったなど何か感じるようなことは計画されているんですか。

## 事務局（財政課長）

使用料というのはご負担をいただく部分ですので、その体系の中でどうこうというのはちょっと難しゅうございますが、先ほどちょっと触れました今回の改定による増収額につきましては、実は 11 月の段階では、今でもたくさん経費がかかっているのだから、それに単純に充当するという考え方でいこうと思っていたんですが、やはり利用者の方々から施設の所管課などにお話をいただいている声を伺いますと、現状でも施設の状態、例えば市民センターとかであればカーテンがぼろぼろだとか、そういう話をよくお伺いしました。したがって、今回の増収分、新年度は 1 億円という数字になってしまいますけれども、そういった額については別途、値上げをする、改定をする施設のそういったところの対策のための費用として通常の予算よりも上乘せして別途措置させていただく、増収分は、まずはそういったことのみを活用させていただくと、これは 29 年度以降も基本的には同じ考え方で対応させていただきたいということを説明していきたいと思います。

## 深沢委員

ぜひ目に見えるような形に。

## 事務局（地域政策課長）

ちょっと補足させていただきます。文化センター等の関係で、実際の施設管理は各区ですが、市民局も関わっていますので、今のご質問に若干ストレートに答えているかどうかはあるんですが。

皆様にとって目に見える形というのは財政課からも申し上げたとおり難しいんですが、1 つは、変更の概要のところ例えば一番下に市民会館の例が出ていますが、市民会館は実は今、ゼロ、300 円未満、300 円以上 500 円未満、500 円以上 1,000 円未満、1,000 円以上という 5 区分なんですね。例えば使用料単価は、同じ 500 円の入場料を使ってやるときに、ほかの宮城野区文化センターですとか太白区文化センターは変更の概要の今現状、右手側の料金区分になっています。なので、同じ料金でやるにしてもどこに該当するのかというのがそれぞれ違ってきている現状があります。右側の料金区分になっていないのは、文化センター系でいうと市民会館と戦災復興記念館がちょっとイレギュラーな形になっています。それから同じように、先ほど曜日別のお話も差し上げたかと思うんですが、市民会館の場合ですと昭和 48 年の開館でございます、当時は平日と土曜と日曜と分ける意味というのは社会通念上そうだったと思うんですが、ただ、今の時代で考えると、土曜日と日曜日というのは恐らく一緒という考え方のほうが大勢だろうということで今回合わせるわけですが、そういった意味で、同じホールを持つような施設の中でも館によって扱いが違って、その辺が分かりづらいというのがあったと思います。ただ、違う施設類型と合わせるとひずみが出るということで、今回は類型ごとを基本にとなったんですが、少なくとも類型の中ではある程度考え方が一緒じゃないと、利用する方が一々聞かないと分からないというところがあるので、そこは今回やったということですね。ただ、それに伴って若干高くなったり安くなったりという部分については経過措置をとるという部分。

それから、先ほど財政課長からも説明がありましたが、建物そのものが、例えば市民会館の例でいいますと 48 年でするので相当の年月になっている中で、建物そのものの老朽化が進むというのはそうです。だから市民センターについても、古いものですとやはり 30 年、40 年とたっているんで、建物は一定のお金をかけて計画的に修繕していかなければいけないんですが、ちょっとした備品とかの関係でやはり使用者の方から色々なご意見をいただくんですね。実際にちょっとした机ですとか椅子ですとか、先ほども例示がありましたがカーテンですとか。ただ、これは市全体の中でなかなかそれを計画的にお金をかけてやっていくというのが難しい部分がこれまでございましたが、先ほど説明ありましたとおり、増収になる部分については、それで皆様のご要望に全て応えられるということではないんですが、可能な限りでそういった施設の利用環境の改善には振り向けていきたいというのは、これはそれぞれの、私からは市民局の話をしました、それぞれの持っている所管の局としては、そういったところで実際の利用者の皆様から様々なご要望がある中で可能な限り利用環境の向上に努めていきたいというところかなと思います。

#### 深沢委員

ぜひお願いします。

#### 本江会長

他はいかがでしょうか。

#### 小川委員

資料 2-1 の 3 ページの営利目的の④なんですけれども、ここに営利目的の定義として「物品や権利の販売、有償サービスの提供及びこれらのための宣伝行為」に統一しますと書いてあるんですが、これだと、非営利の活動をされている方々が例えば本とか食べ物とかそういったものを売って次の活動につなげていくということが、もうそれで営利ということになってしまいます。お願いではあるんですが、そこはちょっとご検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

#### 事務局（財政課長）

まず全体的な話として私から簡単にご説明しますと、この定め方は実は一部施設では既にこういう表現でなっております。今回それに統一したいということでございますけれども、ただ、実際そ

の方の営利なのかどうかというところの運用の話になりますと、財政課の方での把握がなかなか難しいところもありますので、そのあたりは私どもとしては、当然、どういう場合がどうでどうなんだといったあたりはきちんと各施設、財政だけではなくて、所管課だけではなくて、例えば今ですと指定管理者の方々などもちゃんと共通した認識を持てるように整理して把握して、情報をしっかりと共有したいと思っています。今後の話としてはそういう方向です。

#### 事務局（地域政策課長）

補足します。実際の運用上といいますか、そのことで若干補足させてください。

資料の3ページに「物品や権利の販売、有償サービス」とあります。実は、今ほどありましたとおり、現行の条例の中でも多くの施設で営利目的というのが条例上あります。ただ、文言がそれぞれ少しずつ異なるということと、それから、先ほどの土日の例じゃないですけれども、有償サービスの部分で昔的な表現になっているところがあって、今回1つは文言そのものを全部合わせましょうと。営利目的というのは仙台市としてはこういう文言ですよと。それぞれの個別の条例の中で違う表現であったものがこういうものですよと。

それから、実際の営利目的云々というのは、今委員からご指摘があったように、現行仙台市の場合は、またこれは多くの自治体でそうなんですけど、主催者の性質ではなくて利用形態の性質で判断しているんですね。まさにおっしゃられるとおり、民間企業さんであっても、もちろん営利活動であれば営利とみなしますし、民間企業さんであってもボランティア活動という中身であればそれは非営利とみなします。それから、非営利団体等々あるいは普通の団体、例えば地域団体のようなところでも、営利を目的として、売り上げを目的としてやるのであれば、そういうふうになるということで、中身によって決めているわけですね。民間企業だから一律営利と、それから非営利団体だから一律非営利とは見ていないので、そこは中身になりますから、実際の事業計画ですとか実際にどうやっていくんですかという話の中で、これは営利料金になりますねとか、こうであれば営利料金にはなりませんねと、文化センター等でいえば必ず事前協議という形になりますので、その中で各館の方が実際に主催者の方と協議をしまして料金を適用している形になります。事前協議がないような、市民センターとかは、もし営利的なところであれば、それは実際に利用者の方と話し合っ、使えるのか使えないのか、料金は幾らになるかならないのかというのは実際に主催者の方と話し合っ適用しているのが現状です。

#### 本江会長

ありがとうございます。どうぞ。

#### 小川委員

という、ここにこのように「明確化し統一する」と掲げられてはいるけれども、そのときそのときに応じて臨機応変に対応してくださるという理解でよろしいのでしょうか。

#### 事務局（地域政策課長）

さすがに臨機応変には対応できないと思います。繰り返しになりますが、まず条例上の文言として統一するんですね。例えば文化センター条例ですとか市民会館条例というのがあります。そのそれぞれの条例の中で違う表現で今書いてある部分があるんですね。営利目的ということ表現するときに、Aの条例ではこういうふうに使っていてBの条例ではこういうふうに使っていると、それを今回合わせましょうということです。実際のつくりとしては、条例の方で定められているんですが、その下の施行規則なり要綱はそれぞれの施設が持っていますので、その方でさらにもう少し分かりやすくなっていくので、当然その施設の設置目的がありますから、それぞれの施設でいうところの営利目的というのは1号でこういうもの、2号でこういうものというのは施設ごとにあり、臨機応変まではいかないんですが、実際の運用上全てが一緒ということではないです。

## 本江会長

よろしいでしょうか。今のところは大事で、今日の部分では書きぶりの統一ということで理解しましたけれども、パブリックコメントの中でも営利目的の範囲適用の是非について結構切実な話があって、上位計画では仙台市は市民の力を使って市民活動に多くを期待してやりますよと言っていますが、その具体的な活動の現場を見れば一銭も取らないというのはなかなか難しいと書いてある。それこそ市民団体、市民の力に期待するということの実質が、具体的な適用のあり方にあらわれるわけです。価格が上がってしまうかどうかでやれるかどうかで全然違ってしまいます。適用の仕方をどうするのかということについてはまさに戦略的にやるべきでしょう。物を売ったら一律営利というのだと、上位計画の市民力を使って団体に期待するということと乖離があるという話になります。どういう手続にすれば現実として対応できるのかということ、今すぐには分かりませんが、工夫のしどころではないかと思いました。

## 事務局（財政課長）

今回は見直しの対象施設の数だけではなく、その種類が本当に多岐にわたっているということで、なかなかそれを全体的にどう整理するかということに非常に苦心したところであります。その一つが実は、前回の資料では記載していたんですが、減免制度、これは本当に設置目的に応じて様々な定め方がされている。これだけで多分とてつもない整理あるいは検討、実態把握が必要だろうと。やはりそれと同じだと思いますが、基本的に営利目的というところのさっき委員からご指摘いただいた、パブコメでも結構ご意見がありましたので、財政としては当然可能な限り統一を図っていくという考えではありますが、当然、先ほど地域政策課長からも申し上げたとおり、こればかりは各施設ごとの実態を把握してみないと、どの程度運用も含めて統一できるのかということはまだ何とも申し上げられないところです。会長、委員の皆様方のご意見も拝聴いたしましたので、よりその辺はまず把握に努めて早急に整理してまいりたいと思います。

## 事務局（地域政策課長）

補足します。

## 事務局（地域政策課長）

例えば先ほどの1枚物で見ていただくと、入場料区分が300円、500円とありますけれども、先ほど言ったように市民会館の場合は条例の下に要綱の中で業として入場料を取るときというのを営利とみなしたんですね、業として。したがって、現行の300円、500円というのはこれは営利ではないんです。例えば高校生のクラブですとかあるいは非営利団体でもいいんですけれども、そこが入場料なり参加費なり取ったときに、これを全国的に入場料でやっているというのが公共施設になります。ですので、業として入場料を取っていけば100円だろうが1万円だろうが営利目的利用とみなしているんですね。ですので、そこはよく勘違いされるケースがあるんですけれども、営利目的は定めた上で、実際営利目的というのをどういうところに適用するかというのがあって、その上で判断しています。そこを少し補足させてください。以上です。

## 本江会長

他はいかがでしょうか。

## 成田委員

設定でお伺いします。土日は別料金を取るというのは、原価計算して土日はやはり人件費が高いから上げようという考えですか。行政の、皆で作った、税金で建てたホール等を市民活動で使うといったときに、土日を区分けする合理性というのはどこに見出せば市民としてはいいのでしょうか。

### 事務局（財政課長）

そもそも現行がこうだというのがベースになります。これはもう昭和 40 年代に遡っています。多分これは、どこの自治体、団体も概ねこういう設定になっているはずであります。

我々今回、ではそもそも何で土日は高いんだろうと考えたんですけれども、思い浮かびますのはやはり利用人数が多い。したがって、これは民間も同じだと思うんですが、需要と供給のバランスで、利用人数が多いところはどうしても供給価格も高くなるというようなことです。ある意味行政的な考え方では、誘導的に、平日になるべくご利用いただければという観点。あるいは今委員ご指摘いただいた人件費、施設所管課ですと土日が休日出勤ではなくなるので割り増し等々は関係ないかもしれませんが、そういった経費の考え方もひょっとしたらあるのかなどということも考えたところではあります。ただ、こればかりは、そもそも何で昔から土日は高いんだというところは、正直こうだと明確に申し上げられるようなところは、今申し上げたことが限界でございました。

### 本江会長

だから土日価格はやめましょうとっているわけではなくて、そういうことの合理性をきちんと一個一個問うていく機会を、今日を逃すとまずないわけで、またそう変えられなくなってしまう。そこは、きちんと今の質問には答えられるようにし、答えられないのならば同じにするかですよ。もし土日と同じですといえれば結構インパクトのある決定です。仙台はこういうふうな施設を利用してもらいたいのだという姿勢がはっきり出ることになる。それこそ前回私がもっと戦略的に決めるべきだと言ったのは、まさにそういうことでした。しっかり議論していただいて、具体化していただければなと思いました。

### 事務局（財政課長）

私どももなかなかその整理、理屈づけという、完全なものには今回至っておりませんが、今回最大限重視しましたのは、30 年以上にわたってそもそもの使用料の改定をやってこなかった、これをまずどうするかということです。30 年のたまってたもの、これを我々としましては物価上昇率という数字を活用いたしまして、最大 20%、これをまず現行の使用料の体系、これは曜日別設定とか時間帯別設定も基本は現行のままということにして、まずは一回それで整理してしましましょうというものです。当然、定期的な見直しというところで申し上げましたが、基本的に 4 年ごとに改定を検討していきたいと思っています。今いただいたご意見なども我々は課題だと思っておりますので、そのあたりは今後戦略性も含めまして検討していきたいと思っております。

### 本江会長

よろしいでしょうか。今日配られた資料の(2)の②で、夜間料金を多様な利用層の利用等促進のため、設定を廃止するとあります。特別扱いするということです。こういうことはむしろ積極的にやるべきだと前回私が申し上げて、よいことだと思うんですが、説明がふわっとした書き方です。これは特例、これは特例じゃないということをやりますと、これはまた危ういので、ここはやはり何らかの上位計画を根拠として仙台市としてここでは特別扱いするのである、それはこういう合理性を持っているからであるという説明をきちんとするということが必要です。それがないと、だんだん骨抜きになって、わけが分からない体系になってしまいます。特例を作ることは構わないし、やるべきだと思うが、それが上位計画と結びついていて、一貫した戦略に基づいて決めていますというのが説明できないと筋が通らないと思いますし、そこが仙台市のビジョンを理解し説明するチャンスにもなると思うので、そういうふうにしていただければと思いました。

### 事務局（財政課長）

ありがとうございます。

## 本江会長

他はいかがでしょうか。ぼちぼちお時間のようなのですが、よろしいですか。では、大体意見も出尽くしたという感じで意見交換はこのくらいということでしたと思います。

### (3) その他

## 本江会長

次第の最後、その他とありますが、皆様から何かご発言ありますでしょうか。

## 深沢委員

戻ってしまいますが、計画の5ページの下から5行目なんですが、ちょっとこの表現は分かりづらいなと思いました。「法令等の遵守はもとより、市民のニーズや社会の要請に応えるといったコンプライアンスの推進」と、両方受けて「コンプライアンスの推進」と表現しているんですけども、法令等の遵守はコンプライアンスですけれども、その前段に市民のニーズや社会、環境変化が大きい中でもちゃんと応えていきたいというふうに言っていて、コンプライアンスとニーズに応えるというのを「コンプライアンスの推進」で受け取るのがちょっと表現として。

## 事務局（コンプライアンス推進担当課長）

コンプライアンス推進担当課長の米内山と申します。ここの表現ですけれども、仙台市で今年度から取り組みを進めておりますコンプライアンスの範囲をどこまでとるか、そういうことに関係するんですが、仙台市としては、いわゆる法令の遵守という若干狭い意味でのコンプライアンスに加えて、市民のニーズとか社会の要請に応えると、そういった部分まで含めて、そういったことが市民の信頼を得るといった意味でコンプライアンスに含まれるんだという整理をしてコンプライアンスの定義を定めております。具体的に市民のニーズといったときには、例えば分かりやすい説明をするとか親切な対応をとるとかそういったこと、また、社会の要請といったときには環境に配慮した行動、ごみ減量とか防災とかそういったものに応えていくと、そういう行動まで含めてコンプライアンスだというふうに整理をしておりますので、そこはコンプライアンスの範囲を狭くとるか広くとるかということなのかなと思います。ですので、法令の遵守という意味だけでコンプライアンスというものを仙台市としては捉えていないということでご理解いただければと思います。

## 本江会長

それはあまり一般的な用法じゃないですよ。それだとポリティカル・コレクトネスとかも全部「コンプライアンス」に入るという話ですか。

## 事務局（コンプライアンス推進担当課長）

いわゆる法令遵守イコールコンプライアンスだという言われ方もあるかと思いますがけれども。

## 深沢委員

法令等ですね。

## 事務局（コンプライアンス推進担当課長）

法令等ですね。仙台市でコンプライアンスの取り組みを進めるに当たって色々な民間の外部の方のご意見も伺ってまいりましたけれども、そういった中で、最近の一般的な傾向としては、法令等の遵守というだけに限るのではなくて、こういった社会のニーズにも応えるということまで含めて、民間であればそれが顧客の信頼につながる、自治体であればそれが市民の信頼を得ることにつながる、そういったところまで範囲を、射程を広げて取り組んでいることがむしろ最近では一般的だと、

そこまで含めるべきであるというご意見をいただいたという経過がありまして、仙台市としてもそこまで含めて取り組んでいこうと、そういった意味合いでございます。

#### 深沢委員

私が勉強不足なのかもしれないんですけども、これを委員の皆さんがご覧になって、違和感をお感じにならないでしょうかというふうに、一般の人たちもそういうふうに見るのではないかと、それであればどこかで説明が必要かなと思うんです。一般的な見方はやはり法令等の遵守。もちろん法律もそうですけれども、仙台市で色々決めていらっしゃる条例ですとか色々マニュアルとかあると思うんですけども、その中に例えば市民のニーズや社会の要請に積極的に応えていくというようなことが書いてあって、なのでそうしますというなら分かるんですが、ちょっとだけ違和感というか、分かりづらいなと思いましたので、それであるならばもうちょっと説明を、むしろいいことであればですね、そこをメリットなのでちゃんと説明をしてこのような表現をするようにした方がいいのではないかなと思いました。

#### 事務局（コンプライアンス推進担当課長）

ありがとうございます。我々もこういうことを前提に進めてきたので、そういう頭で見えているものですから、第一感としてそういう違和感があるとすれば、そこはきちっとした説明をしたいと思います。

#### 本江会長

よろしくお願いします。他はいかがでしょうか。

#### 成田委員

ずっと違和感があったのは、冒頭で、行財政改革は組織のどこまでが範囲ですかと発言したのは、全庁を挙げてやるというふうにはやはり読めないんですね。だから、これは市民に対するメッセージでもありますけれども、まず市役所の職員の皆様に対するメッセージであって、これを受け取ったときに、うちの課はここに入っていないからいいんだというようなイメージを持っているのかなと市民が受け取ってしまうような場面があったので、実はそうじゃなくて全庁挙げて取り組んでいるんだけど、特に重要なのはこの切り口だということの熱い語り口というのはどうなのかな、ご検討いただけるんでしょうかというのが1つです。

2つ目は、そうすると、5ページで人材育成のお話をお書きになられていて、コンプライアンスも含めて新しい形で入ることもよく承知したところですが、これがともに進めるまちづくりの後に入っていると、市民と一緒にやるために市役所の職員をレベルアップしていくのかと読み取れてしまうんですけども、私たち市民は、東北を牽引していくとか、この地域のトップに立って走っていくとか、そういう期待をする中で、これを全部やっていくのは、色々な効率的で効果的な市政運営をするのは、とにかく人でありますから、人材育成なしにしては効率化というのはできないわけです。できないと市民は思うわけです。熱く語るんですけども、お金がなくて人がいないんだったら、市の職員に頑張ってもらって、我々も頑張りますよという立てつけの中で、やはり市職員の人材育成というのはすごく大事な場面かなと思っています。

なので、コンプライアンス。最後の1段落ってずっと切れていない、5行ぐらいが1段落で1文なものあって、ちょっと分かりにくいというのはあるんですが、本来の目的というのは市民の福祉に資するという、地方自治法で定めたものを実現していくという、もっと高い意識、使命感とかそれから誇りとか、そういうものを皆さんお持ちになった上で自律的に取り組みになっている内部統制の話になっていくのかなと。さっき委員からも哲学的なところはどうかというお話が出たように、本当に今いる職員の皆さんらに、例えば若い職員が見たときに、期待されているんだ、自分が本当に必要とされていて、なくてはならない存在だから頑張ろうねというような、何かこう



いう熱いものがあるか。ただ市民と対等に協働するためだけに育成するわけではないと思います。その辺はいかがですか。

#### 事務局（行財政改革課長）

今回お示しした部分については、今色々指摘あった部分が全くないわけではなくて、そういったものを持った上で基本的枠組みから始まり、現段階でこういう形になっているというところでございます。ただ、今日この辺の記載についてご意見をいただきましたので、今この場でどういうふうにするとなかなか申し上げることはできませんけれども、最終案に向けていただいたご意見を踏まえてよりよいものにしていきたいと思っています。ありがとうございました。

#### 山崎委員

皆さんと言っていることは同じなんですけれども、非常に前文が読みづらいですね。「とりまく状況」の中で人口減少・少子高齢社会と何回も出てくるんですけれども、それはこの仙台だけの話ではないわけで、そのための防波堤になるんだというのはたしか前回の議論の中であってこういう表現になったと思うんですけれども、それを受けてやるために何を、行財政改革が必要なんだという受けがないと思うんです。防波堤になるために、仙台市が東北のトップランナーとしてやっていくためにこういうことをするんだという表現がないので、全体的に読んでいくと何だかよく分からなくて、どこの市も同じような施策をやっている、これで東北の防波堤になれるのかという印象があるんです。そういった意味でもうちょっと加筆をされたらいいのではと思います。若干読みづらい、どこの市とも変わらない、そんな前文になっているような印象を受けます。以上です。

#### 事務局（行財政改革課長）

ありがとうございます。最終案に向けて、繰り返しになって恐縮ですが、より読んだ方に分かっていただけるようなものにしていきたいと思います。

#### 本江会長

今日の議論をまとめると、書いてある内容が「分かりにくい」というよりは「足りない」と言われていると思います。他はいかがですか。では、以上にしたいと思います。事務局から何かございますでしょうか。

#### 事務局（総務局長）

様々のご議論をいただきまして、これまでの行財政改革計画と今回の計画との関係が足りない、書き込みが足りない。前回のご指摘を受けて若干入っているんですが、その部分にも気づいていただけないくらい書き込みが足りないというご指摘だと思います。

もう一つは、現状認識と課題を掲げて、その後どう対応するか。私どもの理解ではほかの計画がいっぱいあるんです。各般の施策という言葉が出てくるんですが、まさに役所の用語で、各般の施策って、書いている本人たちは色々あるというのは分かっているけれども、読む人には各般の施策って何があるのか全然分からないというご指摘だと思います。

あとは、役所の文章の最大の欠点ですが、抽象度が高い。そのために何が書いてあるか分からない。この3つが大きな欠点だと思いますので、抽象度が高いときには、なるだけ具体の例を1つでも2つでも出して、読む方にこういう取り組みをするんです、あるいはこういう人が必要なんですというようなことを書き込む。長くなるという弊害はありますが、そこを何とかしながらより読みやすいものにしていきたいと思いますので、今後とも温かく見守っていただきたいと思っています。

#### 本江会長

ありがとうございます。他はよろしいですか。

では、今日の協議事項は終了ということで事務局にお返ししたいと思います。

**(4) 閉会**

**事務局（司会）**

本江会長、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議は終了といたします。どうもありがとうございました。